

道路施設の適確な老朽化・地震対策

- 省令・告示に基づく定期点検、個別施設ごとの長寿命化計画の策定
- 計画に基づく修繕・更新・撤去

⇒「定期点検」・「長寿命化計画の策定」に対して特に重点的に配分
 ⇒点検を計画的に実施している地方公共団体が行う
 「修繕」・「更新」・「撤去」に対して特に重点的に配分

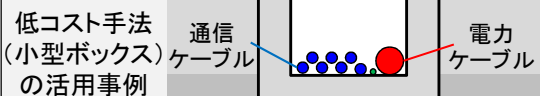
個別施設ごとの長寿命化計画

- 橋梁
- トンネル
- 大型構造物

跨線橋の点検 橋梁の修繕 橋梁の撤去

- 緊急輸送道路上又は低コスト手法を活用した無電柱化

⇒電柱撤去を着実に推進する取組を実施している事業に対して特に重点的に配分



- 高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋の耐震化



- 地震時等に著しく危険な密集市街地における道路整備



通学路等の生活空間における交通安全対策

- 歩行空間の確保等の通学路における交通安全対策

⇒点検等を継続的に実施している団体が行う対策に対して特に重点的に配分
 ⇒ビッグデータを活用した生活道路対策に対して特に重点的に配分

--- : 通学路
 ○ : 要対策箇所

歩道幅員が狭く、段差があり転倒の危険

＜対策メニュー＞
 ・歩道拡幅
 ・無電柱化
 ・踏切道の拡幅
 ・ユニバーサルデザイン化

自転車と錯綜し危険

＜対策メニュー＞
 ・自転車通行空間の整備

抜け道として利用する大型車が多く危険

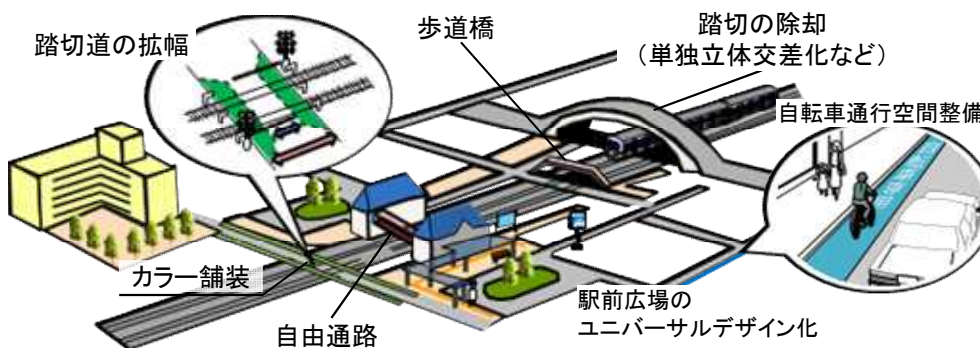
＜対策メニュー＞
 ・狭さく、ハンプ等の設置

- 踏切道の拡幅等の踏切における事故対策

⇒踏切道改良計画に基づく事業に対して特に重点的に配分

- 鉄道との結節点における歩行空間のユニバーサルデザイン化

- 自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間整備



大規模修繕・更新補助制度の概要

制度の目的

今後、地方公共団体の管理する道路施設の老朽化の拡大に対応するため、大規模修繕・更新に対して複数年にわたり集中的に支援を行うことにより、地方公共団体における老朽化対策を推進し、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とする。

補助対象

- ・ 橋脚の補強など、構造物の一部の補修・補強により、性能・機能の維持・回復・強化を図るもの
- ・ 橋梁の架替など、構造物の再施工により、性能・機能の維持・回復・強化を図るもの

事業要件

■ 事業の規模

- ・ 都道府県・政令市の管理する道路の場合
修繕：全体事業費 10億円以上
更新：全体事業費 50億円以上
- ・ 市区町村の管理する道路の場合 修繕及び更新：全体事業費 3億円以上

■ インフラ長寿命化計画等（平成29年度以降の措置[※]）

- ・ インフラ長寿命化計画（行動計画）において、引き続き存置が必要とされているものであること
- ・ 点検・診断等を実施し、その診断結果が公表されている施設であること
- ・ 長寿命化修繕計画（個別施設計画）に位置付けられたものであること

※ 橋長15m未満の橋梁、トンネル及び大型の構造物
にあつては、平成33年度以降の措置

支援内容

- ・ 事業の実施にあたり、国庫債務負担行為制度（4箇年以内）の活用も可能

個別の事業毎に採択するため、課題箇所確実に予算が充当